# 大阪府企業立地促進補助金審查会手続案内 (外資系企業等進出促進補助金)

# 1 制 度 概 要

大阪府の企業立地優遇制度である企業立地促進補助金は、単に企業の立地の促進を目的とするものではなく、立地及び立地後の事業展開を通じ、大阪産業の活性化に寄与していただくことを目的としているものです。

したがって、補助金の交付は、申請された案件のうち、府の施策との整合性がより高いものから優先して交付の対象とするものであり、これを適正に審査するため、外部の有識者で構成する「大阪府企業立地促進補助金審査会」に諮ることとしています。

よって、補助金の交付は、これらの審査の結果を踏まえて、予算の範囲内で決定することとしています。

#### 2 手続の概要

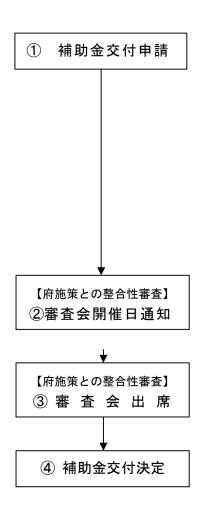
① 最初の手続は、補助金の交付申請です。交付申請は 随時受け付けていますので、事業計画が概ね固まりま したら、なるべく早めに、府の担当者から申請書類の 作成方法について説明を受けてください。

申請前に工事や機器調達に係る契約や発注が行われたものは補助の対象になりませんのでご注意ください。

すべての交付申請を審査会の審査に諮りますが、審 査会は年3回程度の開催を予定し、毎回、開催当日か ら20日前までに申請されたものを対象とします。

なお、申請日から **30** 日以内であれば取り下げができます。

- ② すべての申請について、府の施策との整合性を審査します。申請者には、開催日までに、審査項目に沿ったプレゼンテーションの準備をしていただくこととなります。
- ③ 審査会当日は、申請者に事業計画等のプレゼンテーション(約15分予定)と審査委員の質疑に対する応答をしていただきます。
- ④ プレゼンテーションと質疑応答の後に審査が行われ、 後日、補助金交付・不交付の決定を申請者あてに通知 します。



#### 3 提 出 書 類

(1) 審査会開催日の20日前まで

交付申請書類一式(各補助金の手続案内に記載されている「提出書類」のうち「補助金交付申請時に提出するもの」→「外資系企業進出促進補助金」P9)を提出。

(2) 審査会当日まで

下記の書類のコピーを12部提出

交付申請書 (様式第1号) 事業計画書 (様式第1号の2) 補助対象経費一覧 (様式第1号の3) 補助対象経費の明細 (様式第1号の4) (様式第1号の5) 経費の配分調書 資金調達計画書及び申請者概要書 (様式第1号の6) 親会社及び子会社並びに府内事業所の状況 (様式第1号の7) 事業計画のプレゼンテーション用資料 (様式はありませんが、 A4横形式で審査項目に沿って作成してください。)

# 4 審 査 方 法

- (1) すべての申請について、事業計画が、府の施策との整合性の審査にあたり設定した項目の 観点からみて優れたものであるかを審査する。
- (2) 審査は、下記の認定基準に基づいて行う。

#### 5 認 定 基 準

#### 【府施策との整合性審査】

下表の審査項目につき、5段階(特に優れている(5点)、優れている(4点)、普通(3点)、やや劣っている(2点)、劣っている(1点))で評価を行い、出席委員の評価点が満点の7割以上(中小企業でない場合は8割以上)の場合に補助金交付対象として適当であるものとして認定。

### 〇 外資系企業等進出促進補助金

	審查項目	審査内容	
1	立地する事業所で実施する事業内容		
	(1) 雇用計画の実現性等	・雇用の計画について、実現性はあるか (なお、雇用予定者に府内常用雇用者や専門的・技術的職業 従事者等が含まれている場合は積極的に評価する)	
	(2) 府内産業への波及効果	・府内産業の活性化の観点から、波及効果が認められるか ・大阪の地域経済の国際化に資するか ・これまでに無い新しい価値を府内にもたらす効果が期待で きるか	
	(3) 事業計画の実現性等	・事業の計画について、実現性はあるか ・事業内容は、市場のニーズを捉えており、継続性や将来性 があるか ・生み出される製品やサービスに発展性があるものか	
2	立地する事業所の機能・役割	・立地する事業所が果たす機能・役割は、重要性が高いものか ・立地する事業所が管轄する範囲は広域か	
3	立地企業の経営基盤等		
	(1) 経営基盤	・資金面、人材面、技術面で、今回の投資に対応できる基盤 があるか	
	(2) 事業実績	・成長性や継続性を期待できる事業実績や取組(技術面、経 営面等におけるアピール点)はあるか	

#### 6 注 意 事 項

- (1) 府の国際戦略総合特区に係る事業計画として認定され、府税の軽減措置を受ける事業者は、当該事業計画をもって本補助金の交付を申請することができません。
- (2) 補助金の交付申請を行った者が、補助金交付対象者として適当であると認定されるまでに、不正行為目的で故意に委員及び専門委員に接触する等不正行為を行ったことが判明した場合は、審査会の答申前の場合は諮問を取り止め、答申後の場合であって当該認定がなされている場合は、これを取り消します。

(MEMO)

# お問い合わせ先

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・スタートアップ支援課 グローバルビジネスグループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25F 電 話 06-6210-4687(直通) FAX 06-6210-9296